

龜山市公告第 87 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条第 1 項の規定により公告する。

なお、関係図書は、建設部建築開発室に備え置いて縦覧に供する。

平成 27 年 12 月 4 日

亀山市長 櫻井 義之

1 指定道路の種類

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による指定に係る道路

2 指定年月日

平成 27 年 11 月 30 日

3 指定番号

第 H 27 道位指申亀建 0002 号

4 指定道路の延長、幅員及び位置

道路番号 A

(1) 延長 20.0 m

(2) 幅員 5.0 m

(3) 位置 栄町字柴戸 1393 番 12、1393 番 13 及び 1393 番 15 並びに川合町字狐田 1291 番 5 及び 1291 番 6